

一般社団法人二戸市体育協会スポーツ指導者派遣事業実施要領

(目的)

第1条 スポーツ欲求が高まる中、市民の求めに応じて、スポーツ指導者の派遣を行い、実践の場を積極的に創出し、市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(指導者)

第2条 この要領で、スポーツ指導者とは、一般社団法人二戸市体育協会（以下「本会」という。）の職員をいう。

(派遣)

第3条 スポーツ指導者の派遣を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、事業実施日の前月19日までに、スポーツ指導者派遣依頼書（別記様式）を本会に提出するものとする。

(指導者の責務)

第4条 スポーツ指導者は、上司の命に従い、スポーツ実践活動の指導を行う。

(依頼者の責務)

第5条 依頼者は、事業開催に伴う受講体制の整備に万全を図らなければならない。

2 依頼者は、事業実施中において受講者に生じた一切の事故について、責任を負わなければならない。

3 依頼者は、実技を伴う事業について、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。

4 依頼者は、派遣指導者の指導に係る経費を負担しなければならない。

(経費)

第6条 前条第4項の指導に係る経費については、別表に定めるとおりとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

時 間	単 価
1 時間以内	4, 0 0 0 円
以降 3 0 分ごと	1, 0 0 0 円
講師 1 名追加 1 時間	2, 0 0 0 円
以降 3 0 分ごと	1, 0 0 0 円